2月16日から始まります

所得税の確定申告と市・県民税の申告相談

申告の準備はお早めに！

税の申告は、市・県民税だけでなく、国民健康保険料や介護保険料などの算定基礎となります。申告が必要となる方はお早めに行ってください。

▼ 次の流れで申告が必要かどうか、個人ごとにチェックしてください。

- 平成29年1月1日にお住まいの住所は高山市ですか？
  - いいえ → 高山市への申告は不要です。申告は、1月1日に住民登録をしている市区町村へ
  - はい ↓
- 平成28年中（1月1日～12月31日）に収入はありましたか？
  - いいえ → 課税される所得がないことを市・県民税申告書に記載して提出してください。※課税される所得がない方であっても、医療保険料などの算定や軽減を受けるために必要ですので提出してください。
  - はい ↓
- 収入は障害年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみですか？
  - はい → 課税される所得がないことを市・県民税申告書に記載して提出してください。※課税される所得がない方であっても、医療保険料などの算定や軽減を受けるために必要ですので提出してください。
  - いいえ ↓

どんな収入がありましたか？（複数の収入がある場合や、給与収入額が2千万円を超える場合は❷に進みます。）

❶給与所得のみ

- 勤務先で年末調整は済んでいますか？
  - いいえ → 所得税を計算した場合、納税が必要ですか？または、所得税の還付を受けられますか？
  - はい ↓
- 2カ所以上から給与をもらっていて、年末調整されなかった給与が20万円を超えますか？
  - はい → 所得税を計算した場合、納税が必要ですか？または、所得税の還付を受けられますか？
  - いいえ ↓
- 医療費、住宅借入金、寄附金などの控除を受けますか？
  - はい → 所得税を計算した場合、納税が必要ですか？または、所得税の還付を受けられますか？
  - いいえ → 申告は不要です

❷営業、農業、不動産、配当、譲渡、一時、雑所得など
（給与所得者で他の所得がある場合も含む）
（年金所得者は❸へ進みます）

- 所得税を計算した場合、納税が必要ですか？または、所得税の還付を受けられますか？
  - はい → 所得税の確定申告が必要です（勤務先で年末調整をされた方は申告が不要となる場合があります）
  - いいえ → 市・県民税の申告が必要です

❸年金所得
（年金所得者で他の所得がある場合も含む）

- 年金収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下ですか？
  - いいえ → 所得税を計算した場合、納税が必要ですか？または、所得税の還付を受けられますか？
  - はい ↓
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの控除を受けますか？
  - はい → 市・県民税の申告が必要です
  - いいえ → 申告は不要です

●ご不明な点はお気軽にお問い合わせください　問合先 税務課 ☎35-3626